## 株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年四月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年三月十四日

山形県寒河江市本町二丁目八番一〇号
株式会社八幡屋酒造店
代表取締役　鈴木　謹也

## 限定承認公告

本籍岐阜県高山市西之一色町三丁目九五〇番地、最後の住所神奈川県三浦郡葉山町堀内一四三〇番地

被相続人　亡　原　禮之助

右被相続人は平成二十七年十一月二日死亡し、その相続人は平成二十八年二月九日横浜家庭裁判所横須賀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

東京都渋谷区広尾三丁目八番二六号ブリーズプレース羽沢二〇二
相続財産管理人　安川　みさ

## 限定承認公告

本籍東京都江東区住吉二丁目二五番、最後の住所東京都江東区住吉二丁目二五番一四号

被相続人　亡　山口　友雄

右被相続人は平成二十七年十一月二十二日死亡し、その相続人は平成二十八年三月二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

東京都千代田区平河町二丁目四番一六号
平河中央ビル二階ルネス総合法律事務所
相続財産管理人山口言子
代理人弁護士　高麗　愛子

## 限定承認公告

本籍山形県鶴岡市長沼字宮前三一〇番地二九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　幸夫

右被相続人は平成二十七年八月十日死亡し、その相続人は平成二十八年二月二十九日山形家庭裁判所鶴岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

神奈川県鎌倉市小町二丁目一三番二二号
鎌倉総合法律事務所
限定承認者佐藤武
代理人　弁護士　久保　豊

## 限定承認公告

本籍長野県小県郡長和町古町七三〇番地、最後の住所東京都中央区銀座一丁目二五番一一三〇五号

被相続人　亡　倉澤　成治

右被相続人は平成十五年一月十六日死亡し、その相続人は平成二十八年二月二十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

兵庫県姫路市白国一丁目二〇番一八―六号
限定承認者　椋代あずみ

## 限定承認公告

本籍福岡県大牟田市大字草木三九五番地、最後の住所福岡県久留米市御井町二四九七番地一

被相続人　亡　釘崎　一

右被相続人は平成二十七年七月二十二日死亡し、その相続人は平成二十八年三月八日福岡家庭裁判所久留米支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

福岡県福岡市南区塩原三―二五―一―一〇二号
限定承認者　河島　祥

## 限定承認公告

本籍東京都墨田区本所四丁目九番地、最後の住所神奈川県藤沢市湘南台五丁目一番地の九湘南台マンション四〇三号

被相続人　亡　川合　誠三

右被相続人は平成二十七年七月二十日死亡し、その相続人破産者佐々木達弘は平成二十八年一月二十六日横浜家庭裁判所で相続放棄の申述を受理され、破産法第二三八条第一項により、当該相続放棄は限定承認の効力を有するから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

長崎県大村市東本町二七四番地三　八幡ビル二階大村さくら法律事務所
破産者佐々木達弘
破産管財人　弁護士　曽場尾雅宏

## 優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十七年十月十四日付官報号外第二三五号の六十一頁に掲載されています。

平成二十八年三月十四日

東京都港区麻布台一丁目一一番九号
ビーエイみなとみらい特定目的会社
取締役　堀　好一

## 優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を二億四千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年四月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年三月十四日

東京都港区麻布台一丁目一一番九号
ビーエイみなとみらい特定目的会社
取締役　堀　好一

## 取消公告

平成二十七年十一月二十五日(号外第二六四号)掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十八年三月十四日

東京都江東区深川二丁目六番一一号富岡橋ビル三F
（甲）株式会社天真堂
代表取締役　児玉　和之

東京都江東区深川二丁目六番一一号富岡橋ビル三F
（乙）株式会社天真堂システム
代表取締役　児玉　和之

東京都江東区深川二丁目六番一一号富岡橋ビル三F
（丙）株式会社天真堂企画
代表取締役　児玉　和之

東京都中央区勝どき六丁目三番二―二八〇九号
（丁）株式会社すこやか本舗
代表取締役　児玉　和之

## 正誤

平成二十八年二月二十九日法務省告示第百二十号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 四 | 一 | 終りから一一 | 長野県松本市大字惣社594番地1 | 長野県松本市大字惣社45番地6 |

平成二十八年一月二十一日国土交通省告示第二百四十号（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件）（原稿誤り）

九ページ一段二三行目から二五行目の「並びに地階及び三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ百平方メートル以下のもの」を削る。

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 九 | 一 | 終りから一七 | 建築物 | 建築物（地階及び三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ百平方メートル以下のもの（以下「特定規模建築物」という。）を除く。） |
| 〃 | 〃 | 〃九 | 建築物 | 建築物（特定規模建築物を除く。） |
| 〃 | 〃 | 〃三 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 二 | 三 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 七 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 一六 | 第一項第六号 | 第六項 |
| 〃 | 〃 | 終りから二〇 | 及び福祉ホーム | 、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。） |

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十一日付特第一一号一二ページ●同月十四日付第五六号四八ページ●同日付政府調達第四九号一六ページ●一月二十八日付参会第七号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一カ月一、六四一円(本体一、五二〇円)　本号一部　一四〇円(本体一三〇円)　(配送料別)